

## 「建築物エネルギー消費性能適合性判定」「建築物省エネ法届出」の添付図書一覧

長野県建設部建築住宅課

- ・ 添付する設計図書には設計者の記名が必要です。
- ・ 表中の図書の種類については、明示すべき事項を他の図書に明示したときは省略することができます。

図書の種類	明示すべき事項	提出要否			備考
		適判	届出		
			法第19条 第1項	法第19条 第4項	
委任状	建築物省エネ法の認定申請の委任内容	▲	▲	▲	参考様式
設計内容説明書	建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることの説明	●	-	-	
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	●	●	●	
配置図	縮尺及び方位			●	
	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備(以下この表において「エネルギー消費性能確保設備」という。)の位置	●	●	-	
仕様書(仕上げ表を含む)	部材の種別及び寸法	●	●	-	
	エネルギー消費性能確保設備の種別				
各階平面図	縮尺及び方位				
	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ	●	●	●	
	壁の位置及び種類				
	開口部の位置及び構造 エネルギー消費性能確保設備の位置			-	
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	●	●	●	
用途別床面積表	用途別の床面積	●	●	●	
立面図	縮尺				
	外壁及び開口部の位置	●	●	●	
	エネルギー消費性能確保設備の位置			-	
断面図及び矩計図	縮尺				
	建築物の高さ				
	外壁及び屋根の構造	●	●	●	
	軒の高さ並びに軒及びひさしの出				
	小屋裏の構造				
	各階の天井の高さ及び構造 床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造				
各部詳細図	縮尺				
	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法	●	●	-	
各種計算書	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容	●	●	-	一次エネルギー消費量計算結果・外皮計算結果等

図書の種類	明示すべき事項	提出要否			備考
		適判	届出		
			法第19条 第1項	法第19条 第4項	
機器表 (住戸を 除く)	空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数	●	●	-
	空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数			
	照明設備	照明設備の種別、仕様及び数			
	給湯設備	給湯器の種別、仕様及び数			
		太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数 節湯器具の種別及び数			
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、仕様及び数				
機器表 (住戸に 限る)	空気調和設備	空気調和機の種別、位置、仕様、数及び制御方法	●	●	-
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法			
	照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法			
	給湯設備	給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法			
		太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 節湯器具の種別、位置及び数			
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法				
仕様書	昇降機	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法	●	●	-
系統図	空気調和設備	空気調和設備の位置及び連結先	●	●	-
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先			
	給湯設備	給湯設備の位置及び連結先			
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の位置及び連結先			
各階 平面図	空気調和設備	縮尺	●	●	-
		空気調和設備の有効範囲			
		熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置			
	空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺			
		給気機、排気機その他これらに類する設備の位置			
		照明設備			
	給湯設備	縮尺			
		照明設備の位置			
		縮尺			
		給湯設備の位置 配管に講じた保温のための措置 節湯器具の位置			
	昇降機	縮尺			
		位置			
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	縮尺				
	位置				

図書の種類		明示すべき事項	提出要否			備考
			適判	届出		
				法第19条 第1項	法第19条 第4項	
制御図	空気調和設備	空気調和設備の制御方法	●	●	-	
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法				
	照明設備	照明設備の制御方法				
	給湯設備	給湯設備の制御方法				
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の制御方法				
評価書		省エネ適判機関又は住宅性能評価機関が交付する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類  注意) ・法第15条第4に基づき、届出の特例を受ける場合は必ず必要となります。	-	-	●	
その他	居住者以外の者のみが利用する部分の求積図		▲	▲	▲	複合建築物の場合
	居住者のみが利用する部分の求積図					
	居住者以外の者及び居住者の共用に供する部分の求積図					
	性能確保計画が建築物の増築又は改築に係るものである場合にあっては、当該確保計画に係る建築物の部分が現に存することとなった日を証する図書又はその写し		▲	▲	▲	増築又は改築の場合
	届出に係る非住宅部分の床面積の合計が2千平方メートル以上である場合にあっては、次に掲げる図書 ア 当該非住宅部分のうち、内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上である部分を明示した図書及び当該部分の求積図 イ アの常時外気に開放された開口部の位置を明示した図書及び当該開口部の求積図		-	△	△	

「提出要否」欄の凡例 ● 必須(省令)  
▲ 必須(県)  
△ 必要に応じて